

杉並区立杉並第一小学校改築・複合化検討懇談会 運営要綱

平成 27 年 6 月 30 日
27 杉教第 2963 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区立杉並第一小学校（以下「杉並第一小学校」という。）改築・複合化検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、杉並第一小学校の老朽化に伴う改築に合わせて、杉並区立阿佐谷地域区民センターと杉並区立産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本とし、多目的な用途に対応できる集会室及び展示機能を有する複合施設に関し次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 校舎改築における基本的な方針に関すること。
- (2) 複合施設整備における基本的な方針に関すること。
- (3) その他、校舎改築及び複合施設の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

- 第 4 条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備担当部長（以下「部長」という。）が開催する。
- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
 - 3 部長は、必要があると認めるときは、第 3 条で掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
 - 4 懇談会は、平成 29 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

杉並第一小学校校長	1名
杉並第一小学校副校長	1名
阿佐谷地区町会連合会の代表	1名
杉並第一小学校通学区域内に存する町会の代表	3名
杉並第一小学校PTAの代表	2名
杉並第一小学校学校運営協議会の代表	4名
杉並第一小学校学校支援本部の代表	2名
杉並第一小学校学校協力者の代表	1名
阿佐谷地域の商店街関係者の代表	3名
阿佐谷地域区民センター協議会の代表	1名
産業団体の代表	1名
その他教育委員会事務局学校整備担当部長が必要と認める者	2名以内
学識経験者	2名